

# 4月NEWS

## (1) 税制情報

平成 26 年度税制改正において、昨年度税制改正で創設された所得拡大促進税制が延長・拡充されました。納税額に影響を与える改正であると考えられるため、現行制度の概要と合わせて確認します。

### 《現行制度の概要》

青色申告法人が平成 25 年 4 月 1 日から (注 1) 平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、(注 2) 国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、下記①～③の要件を全て満たせば、その雇用者給与等支給増加額の 10%相当額の法人税額の特別控除ができる。(法人税の 10%を限度、中小企業は 20%を限度)

- ① 給与等支給額が基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度）と比較して (注 3) 5%以上増加している
- ② 給与等総支給額が前年度以上であること
- ③ 平均給与等支給額が (注 4) 前年度以上であること

### 【改正内容】

(注 1)・・・適用期間を 2 年間延長（平成 30 年 3 月 31 日まで）されました。

(注 2)・・・継続雇用者に変更されました。（高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少といった事情を考慮するため、給与等支給額「平均」の比較対象を「継続雇用者に対する給与等」に見直す。）

(注 3)・・・以下の適用事業年度に応じて、次のとおり。

|     | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現行  | 5%  | 5%  | 5%  | —   | —   |
| 改正後 | 2%  | 2%  | 3%  | 5%  | 5%  |

(注 4)・・・上回るに変更されました。

※これらの要件緩和は、平成 25 年度当初にさかのぼって適用されます。

(既に決算を終えている企業については、平成 26 年度に税額控除額を上乗せ。)

## (2) 4月の主な税務

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

| 提出期限等 | 内容                                                       |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 4月10日 | 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付                                   |
| 4月30日 | 2月決算法人の確定申告                                              |
| 4月30日 | 2月、5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告                  |
| 4月30日 | 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告                                |
| 4月30日 | 8月決算法人の中間申告                                              |
| 4月30日 | 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告                  |
| 4月30日 | 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分） |

## (3) スタッフの一言

個人の確定申告が3月17日で無事に終わりほっとしたのも束の間、4月1日から消費税が17年ぶりの増税により5%から8%へ引き上げられました。個人の消費者にとっても企業にとってもこの増税の影響は小さくはないでしょう。会計事務所としても消費税が上がることで注意しなければならない事がたくさんあります。個人的には初めて経験する事ばかりですので、納税者の方にご迷惑をかけないように日々仕事に精進いたします。

中尾